

「畑地化促進事業」に係る地権者（土地所有者）からの同意書

標記について、貸借農地の（ 全部 ・ 一部 ）を「畑地化」することに対して

同意しています ・ 同意していません

（該当する方を○で囲んで下さい）

土地所有者住所

土地所有者氏名

※住所・氏名について署名願います。（押印不要）

畑地化促進事業における留意事項

1. 畑地化促進事業は、水田を「畑地化」して畑作物等の取組を国が一定期間、継続的に支援する事業です。
2. 当事業における「畑地化」は国の水田活用の直接支払交付金（転作交付金）における交付対象水田から除外する取組を指しており、地目の変更等を強制的に求めるものではありません。しかしながら、一度「畑地化」した水田を今後、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田（転作交付金）に戻すことは出来ません。
3. 「畑地化」に際して、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要です。
4. 当同意確認書は、畑地化要望する上での必要書類であり、申請者が必ず事業採択される訳ではありません。
※取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、ポイント上位の順に予算の範囲内で採択されます。

水田の畑地化に係る申出書

別紙農地について、「畑地化促進事業」における「畑地化」申請を国へ要望しておりますことを申し出いたします。

なお、「畑地化」の取組を進めるにあたっては、水田地帯に畑地が点在するような、虫食い状の畑地化を避け、近隣の農業者や関係機関と合意形成を図り、地域の利水や治水面で支障が生じないよう努め、事業採択の折は再度申し出することとします。

令和 7 年 月 日

組合員 住所 _____

氏名 _____

土地改良区理事長 殿

記

土地の所在	面積 (㎡)		備考
	全体面積	畑地化面積	
別紙一覧のとおり			

○畑地化促進事業について

- 畑地化促進事業は、水田を「畑地化」して畑作物等の取組を国が一定期間、継続的に支援する事業を指す。
- 当事業における「畑地化」は国の水田活用の直接支払交付金（転作交付金）における交付対象水田から除外する取組を指しており、地目の変更等を強制的に求めるものではない。一度「畑地化」した水田を今後、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に戻すことは出来ない。
- 「畑地化」することに対して、申請農地の関係機関からの合意を得ていることを要件とする。
- 当同意依頼書は、畑地化要望する上での要件確認書類であり、申請者が必ず事業採択される訳ではない。
※取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、ポイント上位の順に予算の範囲内で採択される。

水田の畑地化に係る申出書

別紙農地について、「畑地化促進事業」における「畑地化」申請を国へ要望しておりますことを申し出いたします。

なお、「畑地化」の取組を進めるにあたっては、水田地帯に畑地が点在するような、虫食い状の畑地化を避け、近隣の農業者や関係機関と合意形成を図り、地域の利水や治水面で支障が生じないよう努め、事業採択の折は再度申し出することとします。

令和 7 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

仙北市農業委員会会長 殿

記

土地の所在	面積 (㎡)		備考
	全体面積	畑地化面積	
別紙一覧のとおり			

○畑地化促進事業について

- 畑地化促進事業は、水田を「畑地化」して畑作物等の取組を国が一定期間、継続的に支援する事業を指す。
- 当事業における「畑地化」は国の水田活用の直接支払交付金（転作交付金）における交付対象水田から除外する取組を指しており、地目の変更等を強制的に求めるものではない。一度「畑地化」した水田を今後、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に戻すことは出来ない。
- 「畑地化」することに対して、申請農地の関係機関からの合意を得ていることを要件とする。
- 当同意依頼書は、畑地化要望する上での要件確認書類であり、申請者が必ず事業採択される訳ではない。
※取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、ポイント上位の順に予算の範囲内で採択される。